

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくぐく

■巻頭言■

大杉 栄…、共謀罪…

稲葉 耕一… 2

権力は怖ろしい

◇資料 日本労働弁護団幹事長 森一郎

労働運動を破壊する「共謀罪」反対する声明 …… 3

山田 則雄さんを訪ねる 滝野 忠… 4

―『奥の細道』の旅―

『経済学批判』以前の 中澤 秀行… 6

―『共産党宣言』と『哲学の貧困』

―労働と労働力をめぐって(三)― …… 6

高浜原発うごかすな! …… 10

反原発 高浜・福井 リレーデモ

怒りの声が内浦湾に響く 稲村 守… 11

―滋賀県知事・大津市長は反対を明言―

読者からのおたより …… 12

旬刊 社会通信

NO.1241 二〇一七年六月一日号

二〇一七年六月一日発行
(毎月一日・二五日二回発行)

大杉栄：、共謀罪：

権力は怖ろしい

関東大震災（1923年）のとき、無政府主義者の大杉栄と妻伊藤野枝と甥橋宗一が甘粕正彦憲兵大尉と森慶次郎憲兵曹長によって連行され、虐殺された。

国家利益に反する者として。その大杉栄が私の住む、国の名勝指定を受けている月ヶ瀬梅溪（奈良県）へ来て泊まっている。泊まったと言われる月ヶ瀬月瀬の井澤宅（旧香雲亭）へ「生きる」編集委員は取材にお邪魔したことがある（「生きる」No. 22 2011年6月発行）。

その月ヶ瀬へ来た年はずうっと1898年だと理解していた。しかしある時不思議に思った。一つは月ヶ瀬来遊と書いていた郷土史家稲葉長輝の関係本に1898年とも読めたのだが、不詳との書き方も見つけた。もう一つは計算したら大杉栄が生まれた年（1885年）から数えて、月ヶ瀬へ来ているのが10歳代になる（1898年なら）。取材の時SP（特高）らしい人が4人ついてたというから子どもの時ではないはずだ。SPが同伴していると言うことは、もう権力（官憲）に監視されていたことになる。大人だ。

詳しく調べようと思っていたが調べられず、昨年4月「月ヶ瀬案検定」後の講演を頼まれた折、この疑問を提起し「誰か調べて、わかれば連絡して」と頼んでおいたら、月ヶ瀬出身で名古屋在住の三浦さんが教えてくれた。図書館等で調べて、官憲が調べた大杉栄の行動記録に「1911年」とあったと。その官憲側の記録の一部も送ってくれた。

僕も調べた。天理市の古本屋で買った本（「初期社会主義研究」第15号2002年発行）の大杉栄年譜（大澤正道編）に、1911年（明治14年）26歳3ヶ月「月ヶ瀬に一泊して」とあった。この本に山泉進「大杉栄、コミンテルンに遭遇す」という長文の論文（38ページ）があった。

びっくりした。官憲（権力）が調べたものを解説している。三浦さんが送ってくれたのも、実に詳しい。関東大震災時も大杉栄ら3人を監視し、尾行していたのだ。全く権力は恐ろしい。治安警察法や治安維持法があった戦前だからこういうこともあったのだらう。しかし戦後は民主主義になったのだから：とはならない。治安、警備、：これまた権力は反政府側の動き、人物には実に詳しい情報を持っている。実に巧妙に調べている。私もストライキ盛んな1970年代官憲に尾行され監視され、面会を求められた歴史を持つ。

今、国会で共謀罪を法として自民党が議員の数の暴力で成立させようとしている。沖縄の高江・辺野古で「基地はいらぬ」と沖縄の民意に寄って平和を求める新基地建設反対運動が展開されているが、平和運動センターの山城さんが不当逮捕され続けている。この「共謀罪」が法として出来たら、米軍基地反対の相談しただけで、政府に対しての反対運動の相談をしただけで、準備をしただけで捕まえることが出来るという。戦前のようなことを許してはならない。

国会を無視して首相（内閣）が何でも決められる緊急事態条項を憲法改悪の突破口にしようとしている今、反安倍を相談したり、反対運動を準備したりするだけで捕まえ刑を与えようとしている今、私たち自由と民主主義、人権と平和を求める国民は、アメリカや韓国の心配もさることながら、自分の国の未来をしつかり考え、憲法改悪阻止、共謀罪等を作らせない運動に本気で立ち上がりねばならないと思う。「戦争法」後、「戦争の出来る国づくり」には自由とか民主主義とか権利・人権がつぶされていくのだ。 『生きる』No.35（2017年3月）奈良市月ヶ瀬 稲葉 耕一

◇資料 日本労働弁護団幹事長 棗一郎◇

正当な労働運動を破壊する「共謀罪」創設に反対する声明

2017年3月22日

政府は、2017年3月21日、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（共謀罪法案）を閣議決定し、衆議院に提出した。この法案は過去3度にわたり国会に提出されたものの世論の批判を受け廃案となった共謀罪法案とその本質において同一のものである。共謀罪の本質は、犯罪の謀議の段階で処罰しようとするものであり、まさに「思想や内心の自由」を取り締め、国家権力による思想・言論統制や弾圧に利用される危険が極めて高いものである。

日本労働弁護団は、労働者・労働組合の正当な活動を制約するおそれの高い共謀罪の創設に対し、強く反対する。

現在政府が提出しようとしている法案は、長期4年以上の懲役又は禁固の刑を定める一定の犯罪について、組織的犯罪集団の団体活動として、当該行為の遂行を二人以上で計画した者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の準備行為を行ったときは、5年又は2年以下の懲役又は禁固に処するとしている。すなわち、二人以上で一定の犯罪の「共謀」（犯罪の合意）をし、何らかの「準備行為」を行っただけで犯罪として処罰することを容認するものである。

政府は、「組織的犯罪集団」に対象を限定すると説明するが、恒常的にテロ等の犯罪を標榜する組織に限定されているわけではない。適法に結成された労働組合であっても、一定の犯罪の「共謀」が存在したと捜査機関が判断すれば「組織的犯罪集団」と認めることが可能な概念となっている。また、「準備行為」という概念も、何をもって準備とするかが曖昧で、捜査機関の判断によって罪と無関係な行為も「準備行為」に当たると判断され、捜査の対象となり得る。

とりわけ、当弁護団が危惧するのは、この法案が成立した場合に使用者や政府がこれを悪用し、労働組合のあらゆる活動が捜査や弾圧の対象となりうることである。

例えば、労働組合が不当解雇撤回などを求める企業門前での抗議行動を計画してチラシを作成することや労働組合がストライキを計画して組合員への連絡文書を作成すること、労働組合が「ブック企業」の製造する商品の不買運動を計画して記者会見の資料を作成すること、労働組合が団体交渉で要求を貫き何らかの妥結ができるまで交渉に応じるよう使用者に要求し続けることを組合内部の会議で確認すること、政府の労働法制改悪反対の行動を企画することなど、これらはいずれも正当な労働組合の活動にかかわる行為である。

しかし、これらの正当な組合活動についても、ひとたび共謀罪が創設されれば、「組織的な威力

業務妨害」「組織的な信用毀損・業務妨害」「組織的な強要・組織的な逮捕監禁」「組織的な恐喝」などの「共謀」および「準備行為」をしたものとでつち上げられて捜査され、組合員が逮捕されたり組合事務所が捜索・差押えされたりする危険がある。過去にも、捜査機関により労働組合員が犯罪をでつち上げられて逮捕されるといふ刑事弾圧事件は枚挙にいとまが無く、歴史的にみれば労働運動の弾圧に共謀罪が利用される可能性は極めて高い。一旦共謀罪が悪用されると、結果的に共謀罪を根拠に立件された事件について裁判所が無罪判決を出したとしても、正当な組合活動に対する萎縮効果が生じ、労働組合が壊滅的な打撃を受けるのは必定である。

また、「共謀」を立証するためという口実で、捜査機関が日常的に労働組合や企業内部にスパイを送りこみ、電話の盗聴やメールを監視するという捜査手法が正当化され一般化してしまうおそれがある。現在は表現の自由のもと、労働組合内部であらゆる議論をすることが可能であるが、ひとたび共謀罪が成立すれば、共謀罪での摘発の危険をおそれ萎縮し、労働者が労働組合に入ること躊躇するようになりかねない。労働組合の団結自体が危機に陥ることになってしまう。

このように、共謀罪は労働者・労働組合の正当な活動に対し国家権力が日常的に介入することを可能にするものであって、憲法で保障された労働基本権を骨抜きにするものである。

日本労働弁護団は、憲法で保障された労働者及び労働組合の権利を擁護する立場から、共謀罪の創設に断固として反対する。

山田則雄さんを訪ねる

―『奥の細道』の旅―

『奥の細道』の芭蕉の句「蚤虱（のみしらみ） 馬の尿（ばり）する 枕もと」の地、山形県最上町堺田（さかいだ）を旅した。この地へは東北新幹線で古川へ、古川から陸羽東線（古川から新庄）となる。古川までは超高速の列車が走る。防音壁が視界を遮（さえぎ）り、旅を楽しむ風情はない。超高速のベルトコンベアに乗せられた「物」である。

古川から「世界」は一変する、二両編成のディーゼル車がエンジン音を重く響かせ、単線を走る。ピーと鋭く響く汽笛は心をなごませる。ローカル線の楽しみである。古川から堺田までは十三駅だが、鳴子温泉駅の他はすべて無人駅である。堺田までの所要時間は二時間十二分と一時間五分の、三時間十七分であった。

芭蕉が陸奥へと心を奪われたのは元禄二年（一六八九年）三月、句聖の旅はどのようであったかと、『細道』を繙（ひもと）いた。芭蕉は三月二七日に芭蕉庵（お江戸）を出立し陸奥をめざす。一関にいたるのは五月十二日、平泉、岩手山、鳴子（尿前の関）を経て堺田に入ったのは五月十六日とある。

芭蕉の時代、堺田はどんな地であったのか。『細道』（岩波文庫、三四―六頁）にこうある。

《尿前の関 元禄二年五月十七日》

南部道遙（はるか）にみやりて、岩手の里に泊る。小黒崎・みづの小島を過て、なるこの湯より尿前の関にかゝりて、出羽の国に越（こえ）んとす。此路（このみち）旅人稀なる所なれば、関守にあやしめられて、漸（やうやう）として関をこす。大山

をのぼって日既暮ければ、封人（ほうじん）の家を見かけて舎を求む。三日風雨あれ、よしなき山中に逗留（とうりう）す。

蚤虱馬の尿する枕もと（のみしらみうまのばりするまくらもと）

あるじの云、是より出羽の国に、大山を隔て、道さだかならざれば、道しるべの人を頼て越べきよしを申。さらばと云て、人を頼侍（たのみはべ）れば、究竟（くつきよう）の若者、反脇指（そりわきざし）をよこたえ、櫛の杖を携て、我々が先に立て行。けふこそ必あやうきめにもあふべき日なれと、辛き思ひをなして後について行。あるじの云にたがはず、高山森々として一鳥声きかず、木の下闇茂（やみしげ）りあひて、夜る行がごとし。雲端（うんたん）につちふる心地して、篠の中踏分（ふみわけ）踏分、水をわたり岩に蹶（つまづい）て、肌につめたき汗を流して、最上の庄に出づ。かの案内せしおのこの云やう、『此みち必不用の事有。恙（つつが）なうをくりまいらせて仕合（しあはせ）したり』と、よろこびてわかれぬ。跡に聞てさへ胸とゞろくのみ也。』

筆舌につくせぬ難路だったことがわかる。江戸時代、旅は水盃を交わす「冒険」修行、人格を發展させる学びであったのだ。

この地に住む訪ね人は、前回、最上町議選に出馬し「残念賞」に終わった、元国労組合員（新宿保線区）のお相撲さんのような体（たいく）の山田則雄氏。彼は十二年前、国鉄を退職した時、「民宿でも」と生まれ故郷のこの地に移った。住まいは鯉や鮒が泳ぐ大小二つの池があり、敷地は五百坪を超える。東京ならば「大豪邸」であるうが、農地は放棄され、空き地ばかりの人口八千人の町である。住居の回りを見渡しても人家は二軒ほどがあるばかりである。

冬は寒く、積雪は二〜三メートルにもなるといふ。山田さんは「いいところですよ」といふが、運転免許すら持たぬわが身には、とても住めたものではないとの思いがつづのる。

大きな家に山田さんひとりが住まう。三年ぶりに訪ねた山田さん宅には家族が一匹ふえていた。小さいから「チイ」と名づけられた猫ちゃんだ。山田さんは体はデカイが愛情は細やかで優しく律儀なお人。チイは体はコマイが気性は荒い、ケンカ友達と見受けられた。山田さんの手にはチイとじゃれあつたとみられる傷跡が。

旅の友は、前回の統一地方選挙で後進に道を譲り、彼自身がかくあらばと思われる高位当選を実現された小林義昭さん。彼は新潟に住む。堺田へは車で六時間強の行程である。小林さんは溪流釣りの名人で、僕の師匠。車には釣り道具が積み込まれ魚がいそうな沢では竿（さお）を出し、楽しむことを忘れない。

五月八日の堺田は山背が吹き荒れ寒かった。気候は東京より一ヶ月遅れといったところか。ソメイヨシノは葉桜となっていたが、八重桜や山桜は満開、れんぎょう、桃、水仙、スマレは競い合うかに花開き、新緑は山やまを輝かせていた。

芭蕉が二泊した「封人（ほうじん）の家」は、彼の家から百メートルのところ立

つ。茅葺きの庄屋の家で建坪八一坪。大戸口からは土間につうじ、右には馬屋があり、ござしき、なんど、なかざしき、いりのざしき、床の間の五つの部屋がふすまで仕切られる。前にはソバ、うどんと大書したおみやげ屋があり、山菜が売られている。客はなく、店番は所在なげに、ひたすらスマホに向いあうばかりであった。この家に芭蕉は二日泊まった。どの部屋に寝たのかと興味がわく。堺田とは太平洋と日本海への分水嶺の地でもある。

山田氏はこの地で有限会社をおこし、暮らしを営む。病で同志を心配させたが、今は元氣元氣、夢をふくらませる。一千年の後に、最上の地を、吉野の山のようにすること。それにむけ準備中の昨今である。

(滝野 忠)

『経済学批判』以前の『共産党宣言』と『哲学の貧困』

—労働と労働力をめぐって (三) —

(八) 旅行も宴会も、そして演奏家も「商品」

職を得ていた頃には、職場にはいろんな営業マンが出入りしていました。旅行会社の営業マンは、職場旅行の勧誘にきました。料理屋やホテルの営業マンは、忘年会や新年会等の宴会の営業に来るのです。こうした時、ここ十年くらいは、「新しい」商品が出来ました。」と言って案内に来たのが印象的でした。こうした言い方は、私が就職した当時には、すなわち四十年前にはありませんでした。

こうした打ち合わせで、内容について希望を言ったり、注文を付けたりしますと、「こういうった「商品」もご用意できます。」と返されるのです。

私の最後の職場は松本市音楽文化ホールでしたので、演奏会の企画をすることが主要な仕事でもありました。ここでも、演奏家に対して何の抵抗もなく、「商品」という言葉が使われていました。音楽マネージメントの営業マンと、演奏会企画の折衝をする訳ですが、演奏家を売り込みに来るマネージメントとのやり取りを紹介しましょう。

ある演奏家のギヤラは高すぎるのではないかと意見すると、「○○は、おっしゃる通りテクニクも今一歩かもしれないませんが、スター性があり、セレブなご婦人層に絶大な人気がありますして、「商品」としては高くなっております。」という様に、演奏家のことを評するのです。

また、私が好きでひいきにしている演奏家のギヤラについて、「もつと高くても良いのでは！」と投げかけると、「○○△は、確かに素晴らしい音楽性とテクニクを持っていますが、演奏は地味で、話題性やスター性からすると、残念ながら「商品」としての価値は高いと言う訳には行きません。しかし、玄人好みの演奏家ですよね！」といった返事が返って来ます。

また、私が、ある高名なる演奏家について、「△△は、確かにテクニクもあり旨いとは思いますが、ああいった弾き方はどうも好きにはなれませんし、加えてギヤラが高すぎると思いますか・・・？」と言うと、「演奏はとても旨いのですが、彼の演奏を、ワインの無いデザイナーの様だ！」と評した人がいましたよ。」と話してくれたマ

ネージメントもいました。

さて、資本主義社会は商品生産社会であることは十分承知している積りではありましたが、今や、旅行も宴会も、商品として取引の対象であることが前面に出され、何の躊躇もなく、「商品」と表現される様になっていきます。芸術家である演奏家も、その演奏能力（音楽する能力だけでなく、外見、そして聴衆に対する接し方等をも含めて）を、「商品」と言われ、取引の対象なのですが、こうしたことに何の抵抗もなくなる程に、私たちは商品生産社会で暮らしているのです。

（九）商品たりうる条件とは？

では、ある物が商品となりうる条件とは何か、すなわち、物だけでなく、人間労働力までもが売買されるのですが、その条件とは一体何なのかについて、考えてみたいと思います。

私は退職後、先祖伝来？ の僅かの畑で、ジャガイモや松本一本葱（百瀬嘉郎さんから頂いていたというこの葱を、向坂ゆき夫人は大層愛でておられました。）、玉葱、キュウリやナス等を栽培しています。これらは自家用としての栽培です。しかし、キュウリやナス等は、採れ始めると連日二十本以上もの収穫があり、ご近所や畑の前の犬の散歩で通る知人にも差し上げたりします。自家用として余ってしまうのですが、商品として出荷するだけの生産量もありませんし、商品として市場に出すほどに立派でもありません。

こうした農産物である野菜は、市場で交換される、すなわち市場で売りに出されるわけではありませんから、商品ではありません。しかし、この所有権なり処分権は私なり妻にあります。

マルクスは商品の交換、すなわち売り買いについて、次のように述べます。

「商品は、自分自身で市場に行くことができず、また自分自身で交換されることもできない。したがって、われわれはその番人を、すなわち、商品所有者をさがさなければならぬ。商品は物であって、したがって人間にたいして無抵抗である。もし商品が従順でないようならば、人間は暴力を用いることができる。言葉を換えていえば、これを持って歩くことができる。これらの物を商品として相互に關係せしめるために、商品の番人は、お互いに人として相対しなければならぬ。彼らの意志がそれらの物の中にひそんでいる。したがって、ある一人は、他人の同意をもつてのみ、したがって各人は、ただ両者に共通な意志行為によってのみ、自身の商品を譲渡して他人の商品を取得する。したがって、彼らは交互に私有財産所有者として、認め合わなければならぬ。」と言い、こうしたことは「契約という形態をとる」「法關係」であり、「適法的なものとして進行するかどうかは別として、ひとつの意志關係である。

この關係に經濟的關係が反映されている。・・・人々はここではただ相互に商品の代表者として、したがってまた商品所有者として存在している。」と続けます。（『資本論』岩波文庫第一分冊152頁）

目下、日本中の関心事の一つである、森友学園への国有地の払い下げについて、正しく「適法的なものとして進行するかどうかは別として」、「契約という形態をとる」

ことよって行われた「法関係」であり、「経済的關係が反映されている」のです。ここでマルクスは、詐欺的な、山師的なことも、現実のなかでは行われ得ることも、示しているのではないでしょうか。勿論、ご案内のように、日本の民法も、その第一条「基本原則」のなかに「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」という、信義誠実の原則、あるいは信義則と言われるものがあります。しかし現実には、「何でも有り！」であり「やったが勝ち！」という現実を、目の当たりにするのです。私も、思い浮かべる顔が、沢山あります。

さて、ある物品等が商品となるには、第一にその物が売り手の所有物として、すなわち所有権なり支配権を有し、売り手である所有者が自由に処分できなくてはなりません。次に、売り手である所有者が、その物をして、市場で買い手と相対していなくてはなりません。

しかるに、職場での労働、それは職場で行われる賃労働であります。その労働は労働者自身の支配権のもとにあるのではなく、労働者が自由に行い得るものではありません。雇用者である資本なり当局の意図に従い、その管理下で行われる労働になります。

そしてまた、労働者は労働市場にて、商品の買い手である資本ないし当局と売買契約をした後に、職場で労働するのですから、労働市場に労働が存在することはあり得ません。

労働市場に売り物として、商品として存在しているのは、「労働者の一身のうちに存在」している「労働力」(『資本論』岩波文庫第三分冊55頁)なのです。商品所有者としての労働者を考えれば、所有しているのは、労働者の一身に存在している労働力なのです。

(十)『哲学の貧困』における「労働と労働力」

通常私の読書は、岩波文庫を利用しています。しかし、岩波文庫版の『哲学の貧困』は、現在重版される冊子も、相変わらずの旧字旧仮名でして、私のような戦後世代には読みにくいのであります。そこで、『哲学の貧困』については、新潮社版の『マル・エン選集第三巻』を手にすることになります。

しかし、この読みにくく、普段手にしたくない岩波文庫版の『哲学の貧困』ですが、この巻末には訳者である山村喬氏による解題の次に、大変重要な一文が添付されていますので、紹介したいと思います。

※向坂逸郎・大森義太郎による世界初の『マルクス・エンゲルス全集』(改造社)での『哲学の貧困』の訳者も、山村喬氏です。

その一文は、「マルクスによる訂正に就いて」と題されて、次のように始まります。「一九三四年に榎田民藏氏が亡くなられると同氏の蔵書は一括して東北大學に譲られたが、その中にマルクスの『哲学の貧困』の初版一部がある。それはドイツ社会民主黨文庫にあったマルクスの所蔵本らしく、そこにはマルクス自身の手によって訂正が施されてゐる。今その書物によって、訂正の施されてゐる箇所就いて述べてみよう。」とあり、「マルクスが訂正してゐる箇所は全部で十數箇所」あり、それは「大部

分青い鉛筆で書きこまれてゐる」(以下、岩波文庫版のママ) といふのです。

そしてその訂正箇所の一つが、「労働と労働力」に関するものなのです。初版をその通り翻訳されたものは岩波文庫版本文の49ページに、「労働は、それが賣られたり買はれたりする限りに於て、あらゆる他の商品と同じく一つの商品である、従つて一つの交換価値を持つ。」とあります。

そして、マルクスがメモした文字を新たに加えて訳すと、次の様になるのだといふのです。

「労働は、**労働力**は、それらが賣られたり買はれたりする限りに於て、あらゆる他の商品と同じく一つの商品である、従つて一つの交換価値を持つ。」(『哲學の貧困』岩波文庫300頁、ゴシックはママ)と。

「労働は、」と「それらが賣られたり」の間に、「労働力、」という文字が、マルクスによつて、手書きで入れられているといふのです。このことについて、訳者の山村喬氏は次のように説明されます。

「マルクスが労働という文字を消さないでその次に労働力といふ文字を書き加えてゐるのは何故であろうか。それは、労働と労働力との區別に就いてマルクスがまだ極めて明確な考えを持たない頃にこれを書き入れられたためではないかと思はれるが、しかし既に明確に區別してゐるのであるが、労働力の現象形態は労働であるし、一八六五年第一インターナショナルの總務委員会でなされた講演『價值、價格及び利潤』でも労働力の代りに労働といふ語を用ひてゐる場合があるのと同じく、労働、正確には労働力といふ意味で労働の文字はそのままにして労働力を書き加えたものではないかとも考えられる。恐らく後者であろう。この書き入れは、この書物に見出されるマルクスの書き入れの中で最も重要なものである。」(『哲學の貧困』岩波文庫300頁、301頁)と。

『マル・エン全集第4巻』(大月書店) 所収の『哲學の貧困』では、この個所についてでは次のようにあります。

「労働は、労働の力は「労働の力」は「献本」によつて追加、売買されるかぎり、ほかのすべての商品と同じように一つの商品であり、したつてまた、交換価値である。」(86頁)と。

『マル・エン選集第3巻』(新潮社) 所収の『哲學の貧困』では、「労働は、労働力は、それが売買されるかぎり、他のすべての商品と同様やはり一つの商品であり、したがて、交換価値をもっている。」(42頁)となつています。

『哲學の貧困』では、経済学批判終結後であるならば「労働力」としたであろう箇所は多くみられます。しかし、ここでも「労働」は「労働力」の意味としても使われているのです。『哲學の貧困』は、『経済学批判』そして『資本論』へと、マルクスが歩んで行く過程での著作ですし、その大きな一里塚なのです。

※櫛田民蔵所蔵であったマルクスの初版『哲學の貧困』自用本は、東北大学の田中菊次教授の監修によるファクシミリ版として、青木書店から刊行されました。

(2017年5月10日 中澤 秀行・つづく)

高浜原発動かすな！

反原発 高浜・福井 リレー デモ

5月7日 高浜原発3、4号機の再稼働に向けた動きが非常に強まっている中、5月7日、高浜原発ゲート前で抗議の申し入れ、高浜町内での現地集会、そしてデモが、全国から400人が参加して取り組まれました。明日8日からは、高浜町役場に申し入れた後、高浜から福井市まで5日間、おおい町、小浜市、若狭町、美浜町、敦賀市、越前市を経て福井市へ、リレーデモをしながら、各自自治体に申し入れを行い、再稼働反対を訴えます。高浜原発が見える展望台の公園に地元福井はもちろん、神戸、大阪、京都、奈良、滋賀、そして関東などからバスや車などで400人のみなさんが次々と集まった。北海道、青森、静岡、愛媛、島根からも代表の住民が。

さあ、高浜原発の現場（関西電力高浜原発北門）へデモ。しばらく怒りの「再稼働反対」のシュプレヒコールをたたきつけ、みなさんを代表して、中寫哲演さん（福井）、木原壯林さん（京都）、柳田真さん（東京）が、二重にガードされた中に入って、それぞれの立場からの抗議と、「再稼働をあきらめ全原発の廃炉を求めろ」申し入れを関西電力に對して行いました。そこから、それぞれバス、車で高浜町文化会館に移動し、「現地集会」を開催。木原壯林さんの主催者挨拶の後、泊、大間、福島、浜岡、伊方、島根などの原発立地地域や再稼働阻止ネットなどから（柏崎刈羽からのメッセージを含み）のアピール。福井原発訴訟（滋賀）原告団長・辻義則さんから、大津地裁の運転差止仮処分決定をくつがえした「3・28 大阪高裁決定」の不当性を糾弾する講演が行われました。熱烈な、怒りの込められた、非常にわかりやすい講演でした。

福井の原発立地地元から高浜、美浜、敦賀、おおい町の4人のアピールが行われ、最後に中寫哲演さんから閉会挨拶のあと、若狭高浜駅まで住宅街の中を「再稼働反対」の声を響かせて再度のデモをやりぬきました。沿道からは多数の激励を頂き、参加者一同感激しました。（高浜原発動かすな！ 実行委員会リレーデモニュースNo.1）

5月8日 気持ちのいい青空の下、リレーデモの第1日目が始まりました。新築されたばかりの高浜町役場に、関東などはじめ各地の人々も含め100人近くが集まりました。「再稼働反対」の申し入れ、防災課長が対応しました。中寫哲演さん、木原壯林さん、地元の東山幸弘さんなどがじゅんじゅんと、高浜3、4号機の再稼働の無謀さを論じましたが、丁寧な対応をしていました。高浜町役場前から、いよいよリレーデモの出発。大挙して残った関東のみなさんもあり、100人近い隊列です。鳴り物もあり、様々な幟やプラカードでにぎやか。昼で関東のみなさんが帰途に。それでも40人を越える隊列でおおい町役場に向いました。全員が入れたものの、机も椅子も出さず、ちよつと失礼ではないかとさえ思えました。それからおおいの狭い道の街並みの中をデモし続けた上で、車で小浜市へ移動。集合地点で若干の休憩、デモ再出発。小浜駅前を通って、関西電力小浜支店前に。そこで、デモを中断。中寫哲演さんが、関電社員に呼びかけ、その上で、全員でシュプレヒコールを関西電力への怒りをこめて叩き付けました。デモは続き、小浜市役所へ。小浜市役所には10数人が代表で入り、中寫哲演さんからの訴

えの後、北海道や兵庫、若狭の原発を考える会、小浜の人々などが次々と想いを語り、小浜市の総務部長も神妙に聞いていました。リレーデモ2日目の明日は、午前9時に小浜市役所に再度結集の上、敦賀までです。

(高浜原発動かすな！実行委員会リレーデモニュースNo.2)

5月12日(金) 反原発高浜―福井リレーデモ5日目で最終日。鯖江市申し入れから始まり、デモをして越前町申し入れ、その後また町内デモ行進。そのあと車で移動し昼食。さらに車で移動して、新興住宅地の団地をデモ行進。また車で移動し、福井市内の町はずれから市役所まで長いデモ行進をし、福井市申し入れを全員で行い、またデモで県庁前の公園・福井市中央公園まで。そこで約150キロのデモは終了。主催はすべて「高浜原発うごかすな！実行委員会」。

簡潔な5日間のデモのまとめの会を行い、代表による県庁への申し入れ。まとめの会では、この間全国・福井の仲間に注目され、この3年月2回、計100回続けられてきた「若狭アメモバデモ」について、若狭の原発を考える会の木原壯林さんより、「私たちがビラまきしてきたから住民の反応が良くなったなどということではなく、私たちがどうすれば皆さんの共感を得られるかを、学んできたということですよ」と挨拶。デモは13自治体と美浜の関電原子力本部と敦賀の原子力規制委員会への申し入れを実施し、全体で400人の参加。福井県では原発課題でこのようにリレーデモは初めてとのこと。

―若干の休憩の後、午後6時から7時まで同場所です。「高浜原発うごかすな！福井集会」が開かれ、終了後一時間、福井市内をデモ行進。集会は5日間すべてを取り仕切ってこられた福井県民会議・宮下正一事務局長の司会で開会。中寫哲演・福井県民会議代表の主催者挨拶は「再稼働というのが、『稼ぐ』ことばかり関電と安倍政権はやっている。私は5月15日から関電大阪本店前で3日間断食をします。」と。

続いて元気あふれる徳島大学の学生、デモをしながら若狭の原発を考える会のビラを各戸や道行く人に配布し「人の二倍歩いた」(司会者の紹介)木戸恵子さん、5・7集会からデモ行進のお世話をされた若狭の原発を考える会の仰木明さん、福井から原発を止める裁判の会の島田千恵子さん、再稼働阻止ネットの沼倉さんなどが挨拶。さいなら原発・びわこネットワークの稲村守事務局長の発声で6日間(7日含め)のすべての思いを込めたシュプレヒコールを行い、すっかり暮れた福井の街のデモ行進に出発。車に分乗した京都・大阪の仲間の帰宅は13日未明となった。(リレーデモニュースNo.6抜粋)

怒りの声が内浦湾に響く

―滋賀県知事・大津市長は反対を明言―

5月17日午後5時、地元中の地元、高浜町音海地区住民(67世帯・133人、4月現在)をはじめ、多くの人々の反対にもかかわらず、関西電力高浜原発4号機の再稼働ボタンが押された。が、この日、若狭の原発を考える会の呼びかけに応じて、100人の近畿一円を中心とする心ある人たちが正午近くから集まり、午後5時半まで怒りのデモ行進や申し入れ、シュプレヒコール、ハンドマイクを使用した訴えが展開された。

3月28日の不当な大阪高裁抗告審決定で、世界史上初の運転中原発を司法の力で止

めた昨年3月9日の大津地裁仮処分を無効としてしまい、関電はこの日、安全防護策も確立しないまま（もともと原発でそんなものは確立しようがないのだが）、再稼働運転を強行した。1年3か月ぶりに。原発建屋も損傷させたこの1月のクレールン倒壊事故や、昨年再稼働直後の電気系統のトラブルによる運転休止などの説明も何もなされないまま。6年前の福島第1原発事故の原因究明も対処策も未確立・未実行のまま。

高浜原発1、2号機前の正門を通過してトンネルに入り北上すると高浜原発3、4号機が目の前にある北ゲート前に出る。そこを通過してしばらくすると日本海・若狭の海の内浦湾を一望し、半島に住む音海区の方々の家々が見えてくる展望所にたどり着く。

現地反対闘争はこの展望所に参集し、午後1時にデモ行進を北ゲート迄スタートさせた。参加者全員で抗議のシュプレヒコールをたたきつけた上、若狭の原発を考える会の木原壮林代表（京都工芸繊維大学名誉教授）や地元市民団体代表など3人の申入れ代表団を結成し、関電高浜原発所長に対し関電社長あての、高浜原発4号機の再稼働中止の申入れ書を読み上げ手渡した。以後4時間半にわたつての怒りの抗議行動が続けられた。

1450万人の近畿の命の水源・琵琶湖を預かる滋賀県三日月大造知事と県都・大津市の越直美市長は「多重防護策が確立しない現状では高浜原発再稼働を容認できない」と明言し、全国紙でもいっせいに見解が発表された。琵琶湖を守り、日本海を放射能で汚させない、立地地元・福井、被害地元・滋賀、消費地元・京阪神の暮らしと命を守るため、この列島や地球を未来を守るため、仲間は奮闘した。

（さいなら原発・びわこネットワーク 稲村守）

◇ 読者からのおたより ◇

違憲訴訟へ 安保法制違憲道東訴訟として、5月26日に釧路地裁に提訴します。釧路・根室、十勝、北見・網走の3地域の150名以上が原告です。国労帯広闘争団がお世話になった斉藤道俊弁護士が弁護団事務局長です。十勝からの原告団共同代表は、元自衛官の末延隆成さんです。映画監督の藤本幸久さん、新得共働学舎の宮嶋望さん（『共鳴力』著者）、元教師の村田歩さん（父は戦前、北海道綴方教育連盟事件の被害者、治安維持法違反容疑で逮捕拘留された）など多くの方が原告（私も）です。共謀罪、9条改憲、戦争国家へ暴走するアベ政治に統一した力で反撃です。ホームページ「安保法制違憲道東訴訟原告団」|| 「安保法制違憲訴訟の会」のホームページにリンクされています。（北海道・佐野周二）

関西電力前で抗議行動 毎週金曜日に関西電力前で抗議行動を三々五々集まってくる人々（特定の色合いの方もおられますが）で続いています。（大阪・K）

ご無沙汰 鹿児島はこのところ原発再稼働一番手、NUMOによる南大隅への高レベル放射性廃棄物処分場への動き等、休むことのできない日々でした。さらに核廃棄物業者、県内大手土建業界をバックに出馬して当選を果たしたみたぞの知事誕生という騒動に明け暮れた日々でした。

で、いつの間にか同窓生諸氏から「古稀同窓会」のメールが頻繁になり、このところ全く放置していた各種会費未払い分をポチポチ清算をと思った次第です。「社会通信」購読料については、いつの間にか「ホームページ移行」という事態を今し方初めて目にして（何だか訳が分からずに放置していただけ）、対応に苦慮している事態です。購読料については、単に「安い方がいいや」という安易な気持ちでメール購読扱いにさせてもらっていたのですが、さて、となると、メールを開いてコピーすること自体がおっくううになり、いつの間にか「ホームページ移行」という、何のことかわからないままでした。未納分、明日振り込んでおきたいと思います。（鹿児島・北島 清仁）